

令和 7 年度寄居町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和 7 年 7 月 9 日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

この方針は、町のすべての機関（以下「各部署」という。）が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する次の施設
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 共同受注窓口
- (4) 障害者優先調達法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (5) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。

- (2) 競争性及び透明性の確保に留意するとともに、寄居町契約規則（昭和４７年７月１日規則第８号）第１５条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、町内を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱う。

6 推進体制

(1) 調達の方法

各部署が調達を円滑に進めることができるよう、福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各部署に提供する。

各部署は、その情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(2) 調達実績の取りまとめ及び公表

この方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

7 調達の目標

令和７年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 １，９００千円

8 調達における留意事項

- (1) 調達の手続きについては、障害者就労施設等が不当に排除されないことがないよう競争への参加機会の確保に留意することとする。
- (2) 納期の設定などについては、障害者就労施設等からの調達に配慮したものとする。
- (3) 物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や各部署が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等へのＰＲの推進にも努めることとする。

9 この方針の担当窓口は、福祉課とする。